

岩手県監査委員告示第19号

包括外部監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第21号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 竜朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

(3) 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

(4) 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成28年2月9日

(5) 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

入札参加条件の見直しについて

入札参加資格については、これを設定することが、契約を最も有利な条件を示す者と締結するために一般競争入札を原則とした地方自治法第234条第2項の趣旨に反していないかどうか、また、一般競争入札の公平性を害していないかどうか問題となる。

確かに、当契約の履行には一定の技術と経験が必要と認められる。しかし、対象となるエレベーターのメーカーと異なる業者が保守・点検を行うという事例が一般に多く見受けられることを踏まえると（現在は、エレベーターのメーカーでなければその後の保守点検業務に支障が出るとの見解は否定されている）、一般競争入札とはいえ、実質的に競争原理を制限することになる、特定業者のエレベーターに対する保守・メンテナンス経験の指定や当該業務の12か月以上継続した履行経験を入札参加資格とする必要があるかどうかは疑問である。

所管課	委託業務名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
管財課	県庁舎昇降機保守業務委託（3月分）	日本オーチス・エレベーター株式会社	9,261,000	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

イ 措置内容

入札参加条件の見直しについて

一般競争入札における入札参加資格要件を、これまでの「特定メーカーに係る保守・メンテナンス業務の履行実績」から「同型又は同規模以上の保守・メンテナンスの履行実績」に見直し、平成27年度から実施した。

2(1) 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

(3) 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

(4) 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査に基づく監査の結果に対する措置内容の報告について 平成28年2月10日

(5) 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

(ア) 契約書の記載事項（違約金）について

県の会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第117条第1項によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。

本条項がないことが契約書自体の効力には影響がなく、また、結果的に本業務において、当該条項を適用することはなかったのであるが、会計規則が要求している条項の記載がなかった点で、契約書の記載内容に不備があった。

所管課	委託業務名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
地域振興室	田舎暮らしサポート 窓口設置事業委託	株式会社総合広告社	14,562,957	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
盛岡広域振興局経営 企画部	台湾観光客誘致促進 事業業務委託	財団法人盛岡観光コ ンベンション協会	2,491,136	平成23年7月13日から 平成24年2月29日まで

(イ) 業務日誌のチェック体制について

当該契約の委託契約書第4条（完了報告、審査等）には、「清掃業者は、毎日の委託業務が完了した都度、仕様書に定める報告書（清掃業務完了報告書（以下報告書））を県に提出しなければならない。」との条項がある。この条項に基づき、報告書は毎日提出されているのであるが、県が報告書の内容をチェックしているのかが疑問である。

報告書には、清掃箇所ごとに清掃業務内容が列挙されており、実施した場合は、それぞれの項目の実施状況欄に「○」を付すこととなっている。報告書を閲覧した結果、週に1回又は週に2回実施すればよい清掃業務についても、毎日実施状況欄には○が記載されており、報告書上は実施したことになっていた。

毎日報告書を入手する趣旨は、清掃業者が日々の清掃業務を、契約書や仕様書に基づき、適切に実施していることを委託者の立場から確認することにある。清掃作業の実態が、県の意図する内容であることについての確認が正しく行われているか疑問である。

所管課	委託業務名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
県南広域振興局総務部	花巻地区合同庁舎清掃業 務	太平ビルサービス株 式会社盛岡支店	5,695,200	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

(ウ) 契約方法の見直しについて

当該契約は、ナショナルエレベーター工業株式会社との1者随意契約となっている。随意契約理由は、昇降機そのものが、ナショナルエレベーター工業株式会社製であるため、迅速な対応ができる技術員及び部品を有するのは同社のみであることに要約される。言い換えれば、特定のメーカー系保守業者にしかできない業務の特殊性があるため、随意契約としている。

確かに、当契約の履行には一定の技術と経験が必要と認められる。しかし、対象となるエレベーターのメーカーと異なる業者が保守・点検を行うという事例が一般に多く見受けられることを踏まえると（現在は、エレベーターのメーカーでなければその後の保守点検業務に支障が出るとの見解は否定されている）、随意契約理由に合理的根拠があるといえるかは疑問である。

所管課	委託業務名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
県北広域振興局経営企画 部二戸地域振興センター	二戸地区合同庁舎昇降機 保守点検業務（3月分）	ナショナルエレベ ーター工業株式会社	1,887,480	平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで

イ 措置内容

(ア) 契約書の記載事項（違約金）について

再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。

(イ) 業務日誌のチェック体制について

報告書については、各部屋の清掃作業日が確認できるよう様式を変更するとともに、記載方法について清掃作業員に改めて指示した。

(ウ) 契約方法の見直しについて

平成27年度から一般競争入札とした。